

古賀市避難行動要支援者避難支援プラン検討委員会（第3回）
会議録

【会議の名称】

古賀市避難行動要支援者避難支援プラン検討委員会（第3回）

【日時・場所】

令和3年1月21日19:00～20:00

サンコスモ古賀201・202研修室

【議題】

1. 委員長あいさつ
2. 【説明事項】素案第1章～第4章について
3. 【検討事項】素案第5章～第7章について

【傍聴者数】なし

【出席委員等の氏名】

検討委員会委員：酒井康江委員長、仁部一布副委員長、平本欣也委員、福崎隆次委員、
峰松和彦委員、大久保康裕委員、高岡真樹委員、印藤妙子委員、山下実夫委員、
安武初男委員、吉田由美子委員、河村しのぶ委員、福井弘委員

事務局：川上福祉課長、進福祉政策係長、平良主事、北村主事

オブザーバー：中田事務主査（福岡県消防防災指導課）

【欠席委員等の氏名】

検討委員会委員：明石進一委員

事務局：野村保健福祉部長

【庶務担当部署名】福祉課

検討委員会概要

酒井委員長あいさつの後、委員長に司会進行交代し、事務局にて審議事項について説明及び事前質疑への回答を行った。説明後、委員からの質疑等に対し事務局にて回答を行った。

検討内容

【説明事項：素案第1章～第4章について】

事務局：前回ご検討いただいた第1章～第4章の変更点について（資料2）。前回いただいたご意見を元に素案を修正した主な箇所を説明。まず、全体をとおして「避難支援等関係者及び避

難支援者」と表記した。

第1章 4ページ「自助」「共助」「公助」の図にそれぞれの説明文を追加するとともに、記載の仕方を変更。「4. 対象範囲」の後ろの表は削除し14ページに平常時、災害時の役割として内容を記載。

第2章 6ページ避難行動要支援者の要件「①～⑦」を「A～G」に変更。7ページ(4)避難行動要支援者名簿の更新については「更新の時期を明記すべきではないか」との事前意見に対し「随時」を追記し「～状況の把握に努め、毎年随時避難行動要支援者名簿の更新を行う」という表記に変更したい。8ページ(3)避難行動要支援者同意者リストの情報提供先⑦に「市が」を追記。また、「⑧避難支援者」を追記(4)文末に名簿情報の説明を追加。(5)避難行動要支援者同意者、不同意者等リストと表記。9ページ(1)4行目～7行目の表現がわかりにくいという事前意見に対し「策定にあたっては、市が、避難行動要支援者本人(本人の意思表示が困難な場合はその家族)の意向を尊重し、近隣の住民、避難支援等関係者等の協力のもと、避難行動要支援者が住む地域の災害リスクを踏まえた上で、避難支援者、避難場所、避難方法、情報伝達方法等について決定する。」という記載に変更したい。10ページに要件A～Gごとの情報収集元と同意確認方法を示した。要件E～Gの情報収集元に「避難支援等関係者及び避難支援者」を追記した。福祉施設なども含まれる。11ページに避難行動要支援者避難支援の流れをフロー図で示し、青枠、オレンジ枠を10ページの図と対応させた。11ページ図の下の一文を「避難支援等関係者と市及び～」に変更。また、両ページの図の表題の大きさを揃える。

第3章 14ページ、前回の素案第1章にあった図の内容を各役割として示した。また、各役割に「その他、必要と認めるもの」を追記。

第4章 18ページ1行目及び3行目の「避難行動要支援者名簿」を「避難行動要支援者同意者リスト」に変更。

様式案 「古賀市避難行動要支援者名簿登録(変更)申請書」裏面。避難完了後も避難所にて情報の引き継ぎを行うことを想定し、かかりつけ医の欄を設けた。また、その他事業所の欄を追加。避難支援等関係者及び避難支援者の記載はプランの文言と合わせた。

「古賀市避難行動要支援者名簿情報提供同意書」に、③個別計画に記載される項目を追加。

「避難行動要支援者の名簿情報の提供と利用に関する協定書」第1条 名簿情報の説明を追記。

「個別計画」裏面。同じくかかりつけ医の欄を設け、その他事業所の欄を追記。

(資料1) 前回検討委員会の会議録をベースに、素案を修正した箇所を赤字、様式の加筆修正等を青字で表記。前回の質問に対し、以下回答をした。5ページ中ほどの救急救命キットについては、平成25年度から安心安全キットとして配布を開始。救急医療活動に役立てることを目的としている。個別計画を筒に入れ、冷蔵庫に入れる、玄関と冷蔵庫にシールを貼るという方法だが、運用については各自治体で異なる。今回のプランの見直しに伴い、現在安心安全キットとして運用している様式等についても意見をいただきながら見直していく。また、自主防災組織への世帯情報の提供について総務課に確認したところ、

災害時の避難支援体制を構築することを目的としており、平成25年度に要綱を作成している。現在1組織のみに提供。個人情報保護審査会にかけており、本人からの同意を得ずに提供できることとなっているが、現在は個人情報保護の観点もあり積極的な周知は行っていないとのこと。

もう1点、事前質疑への回答。コロナ禍での外出自粛による高齢者の認知症の進行が懸念され避難支援が届くか不安との意見に対し、避難行動要支援者の要件に該当しない場合でも認知症等で災害時に不安な場合は登録できる。(資料2 10ページ要件Gに該当) そのように心配な方が周りにいる場合には福祉課に情報提供いただき、名簿登録の案内等していきたい。

委員：素案18ページの新たな伝達方法の検討について。タウンミーティングにて市長からスマホ等を活用してもらおうというような話が出ていたが、どのように検討していくのか。

事務局：SNS等の新たな手段について、様々な場でのご意見を元に庁内で情報共有し検討していく。

【検討事項：素案第5章～第7章について】

事務局：第5章 資料2の20ページから。(1) 災害発生時は避難支援等関係者、避難支援者、近隣の住民等が協力して避難支援を行う。その際には身の安全を最優先とする。文中の「避難所等」とは、緊急避難場所となる公民館等、指定避難所となる小学校体育館、地震の際に緊急避難場所となる屋外の公園等、全ての避難所を含んでいる。(2) 災害発生時に、避難支援等に必要な応援を得るため避難行動要支援者の名簿情報を知らせる場合には守秘義務違反に当たらない。2. 安否確認の方法について、(1) 避難所等においては避難者名簿や避難行動要支援者名簿に基づいて避難行動要支援者の安否確認を行う。(2) 避難所に避難していない避難行動要支援者については、避難支援等関係者や避難支援者と協力し避難行動要支援者名簿に基づいて安否確認する。21ページ3. 避難完了後の避難行動要支援者への対応について、(1) 避難行動要支援者の避難完了後は、避難行動要支援者の名簿情報を避難所等の運営責任者に引継ぎ、その後の支援に役立てる。(2) 避難行動要支援者のうち介護あるいは医療的ケアを要する人については、平常時から避難行動要支援者本人、本人の意思表示が困難な場合には家族、関係機関等と協議し受け入れ先の確保に努める。(3) 継続治療が必要な方についても、平常時から避難行動要支援者本人、家族、かかりつけ医、医療機関等と協議し受け入れ先の確保に努める。22ページに発災時の公助の流れを記載。避難のための情報伝達、平常時から情報の提供に同意している方の避難行動要支援者同意者リスト及び個別計画に基づく避難支援、平常時に同意していない方は、市が生命または身体を保護する必要があると認めるときは避難支援等関係者及び避難支援者に名簿情報を提供し避難行動を支援する。避難行動要支援者の安否確認、避難後の対応については避難所等の運営マニュアルに基づき行う。

第6章 避難所等の支援体制について、(1) 市は普段から避難所等についての周知を行う。また、避難所等を開設した場合には速やかに住民への周知に努める。(2) 運営については「避難所の運営は地域住民となっているが、公民館等を避難所として開設するのは補助的なものであり、長期の避難生活についてのあり方は別途考える必要があるのではな

いか」という事前意見に対し、(2)の記載を「大地震等の大規模災害が発生した場合の避難所等の運営は、在宅の被災者、車中避難者を含む地域コミュニティの場となるため、地域住民（避難者）が主体となった運営が原則となる。市は、避難行動要支援者の避難所等での受け入れについて、避難所の開設、自主運営の支援などを行う。なお、台風や大雨等の小規模災害が発生した場合の運営は、市が行う。」と変更したい。(3)市は運営マニュアルに基づき必要に応じて指定避難所に福祉避難スペースを設け、避難行動要支援者の事情に配慮した支援を行う。2.福祉避難所について、指定避難所には福祉避難スペースがあることから、福祉避難所は専門的な支援や援護の必要性が高い避難者のために必要に応じて開設されるもの。(2)福祉避難所の支援体制は古賀市福祉避難所運営マニュアルに基づき行う。25ページに福祉避難所指定状況の図を掲載している。

第7章 計画の推進に向けては「情報の共有と適宜見直しだけで良いのか」という事前意見に対し、最終行を「～情報の共有を図り、随時関連する施策に反映させるとともに、上位計画の改訂等の際は、本検討委員会の設置を含めて検討し適宜見直しを行う。」と変更したい。

委員：21ページ、医療的なケアが必要な方は指定避難所に避難してから病院に移ることになるのか。そうすると支援する方も大変なので、直接病院に避難できるようになると助かるのではないか。

事務局：疾患を有する方が、1週間程度の避難所での避難生活において十分に支援を受けられるか不安に思われる場合が想定される。そのため、市は普段通所している事業所等とあらかじめ避難について協議し、安定した電力供給が必要な場合もあるため医療機関との協定の締結等を想定し記載している。また、24ページ(2)運営については、古賀市避難所運営マニュアル（総務課作成）の基本方針に基づいて記載している。小規模災害時の短期的な避難所運営は市が行い、大規模災害時の長期的な避難所運営は職員の体制が十分に確保できない可能性もあるため地域による自主運営と記載。そのため、古賀市避難所運営マニュアルは現在公表されていないが、今後周知を図る予定と聞いている。

委員：小規模災害、大規模災害の定義がわかりにくい。(2)運営の文中に「古賀市避難所運営マニュアルに基づき」と入れると良い。また、21ページ介護、医療的ケアが必要な方をどこに避難させるかが難しい問題になるが、個別計画に「避難する場所」という欄があるので、「個別計画の 避難する場所 を参考にする」という文言を入れると良い。

事務局：災害種別によって避難する場所が変わることはあるが、事前に決めた場所を書いてもらう目的で個別計画に記入欄を設けている。ご意見いただいた文言を事務局で検討し追記する。

委員：21ページ継続治療が必要な方について、避難行動要支援者本人やその家族がかかりつけ医や医療機関と協議しておくように、という意味なのか。誰が受け入れ先を決めるのか曖昧になっている。また、24ページ避難所等の運営について、小学校区コミュニティが解散しているところがある。避難所の運営については総務課とも協議していく必要がある。また、28ページ計画の推進について、自主防災組織長が何をやるべきかが伝わっていない。自主防災組織に避難行動要支援者同意者リストを提供する際にプランを一緒に綴じて渡してはどうか。

事務局：21ページの受け入れ先の確保については市だけで決定することは難しいため、避難行動要支援者本人やその家族、関係機関等と情報を共有し、避難先を決定していく。24ページの避難所等の運営については、古賀市避難所運営マニュアルにも校区コミュニティという記載はなく、地域（自治会、町内会）による運営を想定しているが、いただいたご意見については総務課と協議し適切な記載があれば追記する。また、自主防災組織への避難行動要支援者同意者リストの提供については、現在も提供時に目的等の説明をしているが、今後は協定書やリストの目的、活用方法を記載したものも併せて配布することを検討する。

委員：かかりつけ医に入院施設がない場合、東医療センターが災害時に迅速に全て受け入れられるのか。また、かかりつけ医が市外の場合はどうなるのか。

事務局：医療機関と協定を結んでいる自治体もある。受け入れ先となる病院の受け入れ態勢もあるので、そのような点も確認しながら今後整備を進めていきたい。